

2009年12月28日

宛先：環境省地球環境局地球温暖化対策課

件名：「地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ」に対する意見

住所：150-8913 東京都渋谷区渋谷3丁目29番8号

団体名：日本生活協同組合連合会

専務理事 芳賀唯史

電話番号：03-5778-8110（環境事業推進室）

ファックス番号：03-5778-8008（環境事業推進室）

意見内容：

（1）地球温暖化対策の基本法の制定にあたっては、あらゆる政策を有効に組み合わせて地球温暖化防止の取り組みを抜本的に強化することが必要です。

地球温暖化問題は人類と地球の未来を左右する重大な問題であり、全世界の国が一致して温室効果ガス排出の削減をすすめることが必要です。COP15ではコペンハーゲン合意の採択ができませんでしたが、アメリカはもちろん中国、インドなども含めて実効性のある新しい温室効果ガス削減の枠組みを作るために、日本が積極的な役割を果たすことが一層重要になります。

そのために、地球温暖化対策の基本法の制定にあたって、法的規制、自主的取り組み、経済的手法など、あらゆる政策を有効に組み合わせて地球温暖化防止の取り組みを抜本的に強化し、持続可能な低炭素の新しい経済社会づくりで世界をリードすることが必要です。そうした持続可能な低炭素の新しい経済社会のもとで、世界の省エネ技術を現在のまま留まらせることなく、将来も積極的な技術開発・普及を続ける中でこそ、国内の産業振興や雇用創出ができると思います。

なお、積極的な温暖化対策を進めることが、国内の経済成長の抑制や産業の海外移転につながるのではないかとの論調もあるため、国民的合意を作るための論議をしっかりと進めることが必要です。

（2）「エコ社会」という用語は抽象的過ぎると考えます。

「真に豊かな生活を実現しながら、温室効果ガスの排出を抑えられる社会、『エコ社会』」のように、「エコ社会」という用語が使われていますが、抽象的過ぎて具体的な施策への展開がわかりにくいと考えます。この間、世界的に定着してきた「持続可能な社会」を引き続き使用し、その要素である「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」として相互の関連も含めて具体化することで、温暖化問題への施策が展開しやすくなり、国民にもわかりやすいくと考えます。

(3) キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の導入に賛同しますが、エネルギー転換部門など最も効率良く温室効果ガス削減につながる分野から進めることが効果的です。また国内クレジット制度を一本化すべきです。

温暖化対策は事業者全体・国民全体で担う視点と、効果的にCO₂削減を進める視点で整理することが必要です。キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度のキャップの対象については、現在の省エネルギー法の第2種指定工場以上の事業所を基本にしつつ、対象の優先順位として、大多数の事業者・国民のCO₂排出量に影響を及ぼす電気やガスのエネルギー転換部門などを対象にし、その後、省エネルギー法の第1種指定工場、第2種指定工場、特定事業者へと対象を順次拡大することが効果的であると考えます。

また、国内クレジットの活用について、複数の制度があるため排出量取引への使用と省エネルギー法や自主行動計画への使用の可否に違いがあり、事業者にも分かりにくく、ましてや消費者が事業者の排出量取引の取り組みやその努力を理解することは非常に困難です。そうしたことが普及を阻害する一因にもなっていると考えます。そこで、国内クレジットの制度を一本化し、誰にとっても分かりやすい仕組みにすることで、排出量取引を活性化し、日本の温室効果ガス削減を効率よく進めることができると考えます。

なお、排出量取引が投機の対象となることを懸念する声もあります。温暖化防止の取り組みがマネーゲームになるようでは、国民の温暖化対策への信頼は得られません。こうした懸念が払拭できるよう議論を深め、国としてしっかりとした方策をとることが必要です。

(4) 地球温暖化対策税の導入を含む税制のグリーン化については必要と考えますが、低所得者等への十分な対応が必要です。

地球温暖化対策は、法的規制、自主的取り組みの促進、経済的手法など、あらゆる政策を有効に組み合わせ、強力に対策を推進することが必要です。また、温室効果ガス排出量が最も大きい産業界はもちろんのこと、排出量が増加し続けている民生部門などの実態も踏まえ、すべての国民が関係する温室効果ガス削減の有効な政策ミックスの一環として、地球温暖化対策税の導入が必要であると考えます。

ただし、地球温暖化対策税の導入にあたっては、低所得者への影響について十分な研究と対応を行うこと、所得との関係で税負担率に逆進性が生じる場合の緩和策を具体化すること、南北に長い我が国の地域間で化石燃料課税による不公平が生じないかについても、調査と必要な対策を具体化することが必要です。

また、地球温暖化対策税は単に地球温暖化対策税の問題ではなく、社会の基盤となる税制や財政のあり方全般を、温暖化防止や環境保全の視点から組み変えていく

ことが必要です。例えば、道路特定財源などの巨額の財源を、いかに温暖化対策を始めとする環境保全の視点を取り入れたものに転換していくか、こうした既存税制のグリーン化について明確な方向を打ち出さなければ、地球温暖化対策税に対する国民の理解は十分に得られないものと考えます。

(5) 再生可能エネルギー導入を飛躍的に拡大するために、個人、法人を問わず全ての導入者に対する全量固定価格買取制度にすべきです。

日本のエネルギーの主要な柱の一つとして再生可能エネルギーを位置づけ、その導入を飛躍的に拡大することが必要です。2009年11月より「太陽光発電の新たな買取制度」が始まりましたが、ここに留まらずに、個人、法人を問わず全ての再生可能エネルギーの導入者に対する全量固定価格買取制度にすべきです。

(6) 「チャレンジ25」国民運動を提起していますが、家庭部門においては単なる啓発・動機づけに終わらせず、各家庭で実際のCO2削減が実感・実測できるような取り組みが必要です。

家庭でのCO2排出の削減の活動は、全国の生協でも多くの生協組合員が参加して幅広く行われています。また、行政やさまざまな企業・団体等でも努力をされています。しかし、残念ながら啓発・動機づけの活動に終わっていることが多く、家庭のCO2削減量の想定はできても実際にCO2削減を実感・実測できる取り組みは多くありません。またそうした家庭での活動により地域や日本全体のCO2削減がどれだけ進んだかわかるデータもありません。

もちろん多くの国民が参加する啓発・動機づけの活動は、まだまだ広げることが必要ですが、啓発・動機づけだけでは25%削減は達成できません。実際にCO2削減を実感・実測することが容易にでき、くらしの中でのCO2削減が当たり前になるような取り組みが必要です。

以上